

浄化槽設置工事チェックリスト

チェック項目	ポイント	
1、提出写真について		
1) 単独処理浄化槽 又は汲取り便槽 (転換の場合のみ)	既存単独処理浄化槽又は既存汲取り便槽の撤去前の 写真 及び撤去 写真 (清掃、消毒及び汚泥処理、撤去状況等が確認できる 写真 。) ※既設配管・吸込みの枠等についてもやむを得ない場合を除き撤去すること。	
2) 浄化槽設備士	浄化槽設備士が工事を実地に監督している、又は自ら工事を行っていることが確認できる 写真	
3) 掘削工事	掘削の完了状況が確認できる 写真 (掘削した穴の幅、長さ、深さがスタッフ等で確認できるもの。) ※必要に応じ矢板等の措置を講じ安全施工を心がけること	
4) 基礎工事		
① 割栗地業	床全面に割栗石が敷設及び転圧されていることが確認できる 写真 厚さ150mm以上(目つぶし含む)が確認できる 写真	
② 基礎底版コンクリート	配筋状況が確認できる 写真 (鉄筋D10以上①200シングル) ※軟弱地盤については沈下等考慮した措置を講じ施工をすること。 床全面(浄化槽外形寸法以上)に基礎底版コンクリートが打設されていることが確認できる 写真 厚さ100mm以上、かつ水平が保たれていることが確認できる 写真	
③ 支柱	車の出入が繁多の場所及び駐車場等に使用の場合は支柱の配置の分る写真 (支柱レス浄化槽であっても上部スラブ打設面積が掘削平面積と同等の場合は4本以上必要 ※支柱配筋は帯金(@250)で結束し、基礎底版コンクリート配筋及び上部スラブ配筋と結束又は溶接を施したことが確認できる 写真 。) (支柱を設置しない場合、署名をお願いします。) 上記事由のないことに間違いありません。 補助金申請者 _____	
5) 据付工事		
① 浄化槽吊り込み	浄化槽の機種、認定番号、人槽等が確認できる 写真	
② 水張り及び水平	浮上防止のため、必ず水張りを行い加重をかけてから埋め戻しを行う。また、水平が保たれていることが確認できる 写真	
③ 埋め戻し	埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂(山砂等)を使用し、水締め及び突き固めを2回以上に分けて行っていることが確認できる 写真	
④ かさ上げ	かさ上げは30cm以内とし、バルブの上端からマンホールの蓋までの距離が確認できるようスケールをあてた 写真	
6) 上部スラブ工事	配筋状況が確認でき(鉄筋D10以上①200シングル)また、マンホール部分はダブル配筋(ひし形)での補強が判る 写真 厚さ100mm～150mm前後で、掘削平面積以上にコンクリートが打設されていることが確認できる 写真	
7) 配管工事	配管状況が確認できる 写真	
2、施行現場において確認する事項について		
1) 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2) 放流先の状況	放流口と放流水路の位置差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか。 放流先管理者の許可は取っているか。	
3) 誤接合等の有無	生活排水は全て接続されているか。 宅内排水以外(外雨水や工場排水等)が流入していないか。	
4) 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。流入側は全てインバート升か。	
5) 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損の恐れ	管の露出等により変形、破損の恐れはないのか。	
6) かさ上げの状況	バルブの操作など維持管理を容易に行うことができるか。	
7) 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
8) 漏水の有無	漏水が生じていないか。	

チェック項目	ポイント	チェック欄
9) 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10) 接触材の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
11) ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定、及び稼動状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12) 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13) ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼動状況	ポンプ弁に変形や破損はないか。	
	ポンプ弁に漏水の恐れはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げる恐れはないか。	
14) ブローアーの設置、稼動状況	防振対策はなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電の恐れはないか。	

補足事項

- (1) 施工業者が代理申請する場合は、必ず必要事項を記載した設置者の委任状を提出してください。復代理人選任の場合も同様です。
- (2) 処分費補助に関しては、マニフェスト(E)票の写しを提出してください。実績報告書提出時に(E)票の写しが間に合わない場合は、(A)～(D)票の写しのいずれかに、産廃処分契約書の写しを添付して提出してください。また、この場合も最終的に(E)票の写しを提出してください。
- (3) 将来的に浄化槽の機能が十分発揮できるよう施工してください。
- (4) 町の補助金交付要綱及び関係法令を厳守してください。
- (5) 工事施工中は担当職員の指示に従ってください。
- (6) 町職員が設備士立会いで3回現場検査を行います。工事前検査・既設浄化槽又は汲取り便槽(処分なしの場合は砂埋戻し7分程度の状態)・完了検査の3回立会い
- (7) メーカーの施工要領書・施工図に準拠して施工してください。
- (8) 実績報告書には、領収書の写しのほかに工事内訳明細書を添付してください。

備考

 宅 浄化槽設置工事において

上記のとおり施行確認しました。

令和 年 月 日

施 行 業 者 名

担当浄化槽設備士氏名

(浄化槽設備士免許状の交付番号)